

熊本県公報

第 1 1 6 6 9 号
平成 20 年 3 月 17 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

条 例	
○熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例	(財 政 課) 1
規 則	
○熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	(人 事 課) 1
○熊本県技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	(") 1
告 示	
○道路の供用開始	(道路保全課) 2
○平成 19 年度補正予算(一般会計、特別会計)及び平成 20 年度予算(一般会計、特別会計)の要領の公表	(財 政 課) 3
公 告	
○熊本県庁舎で使用する電気に係る一般競争入札の結果	(管 財 課) 175
登 載 依 頼	
○熊本県立学校管理規則の一部を改正する規則	(高校教育課) 175
○熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部警務課) 175
○熊本県立図書館利用規則の一部を改正する規則	(社会教育課) 177

条 例

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 20 年 3 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 33 号

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例
熊本県議会委員会条例(昭和 31 年熊本県条例第 51 号)の一部を次のように改正する。
第 2 条第 2 号に次のように加える。
ウ 病院局に関する事項
附 則
この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

規 則

熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 20 年 3 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 9 号

熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
熊本県技能労務職員の給与に関する規則(昭和 32 年熊本県規則第 38 号)の一部を次のように改正する。
別表第 3 肥後学園の項及びこころの医療センターの項を削る。
附 則
この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 20 年 3 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 10 号

熊本県技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和 37 年熊本県規則第 44 号）の一
部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項各号を次のように改める。

- (1) 感染症防疫作業手当
- (2) 潜水手当
- (3) 有害薬品等取扱作業手当
- (4) 種雄牛馬取扱作業手当
- (5) 特殊現場作業手当
- (6) 道路上作業手当
- (7) 特殊自動車運転業務手当
- (8) い草取扱作業手当
- (9) 小型船舶海上作業手当
- (10) 公共土木施設災害応急作業手当
- (11) 精神保健福祉業務等従事手当

第 2 条第 2 項中「、第 8 号、第 11 号及び第 15 号」を「及び第 11 号」に改める。

第 3 条から第 5 条までを次のように改める。

（特殊現場作業手当）

第 3 条 特殊現場作業手当は、次の各号に掲げる職員が、当該各号に掲げる作業に従事したときに支給する。

- (1) ダム管理所に勤務する職員 大雨、雷、強風等の悪天候下の屋外における機器設備の点検及び整備の作業
- (2) 農業に関する試験研究機関又は農業大学校に勤務する職員 6 月 1 日から 9 月 30 日までの期間内のガラスハウス（ビニールハウス等を含む。）内における 1 日につき 2 時間以上の作物の栽培管理又は生育調査の作業

2 前項の手当の額は、作業に従事した日 1 日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第 1 号の作業 150 円
- (2) 前項第 2 号の作業 300 円
（道路上作業手当）

第 4 条 道路上作業手当は、熊本土木事務所又は地域振興局に勤務する次の各号に掲げる職員が、当該各号に掲げる作業に従事したときに支給する。

- (1) 監視員 交通を遮断することなく行う道路の維持補修等の作業
- (2) 運転士 前号の作業の補助

2 前項の手当の額は、作業に従事した日 1 日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第 1 号の作業 150 円
- (2) 前項第 2 号の作業 100 円
（特殊自動車運転業務手当）

第 5 条 特殊自動車運転業務手当は、農業に関する試験研究機関又は農業大学校に勤務する職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。

- (1) 起伏のある傾斜地における農耕トラクタの運転業務
- (2) ショベル・ローダ（道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）別表第 1 に規定する大型特殊自動車に限る。）の運転業務

2 前項の手当の額は、業務に従事した日 1 日につき 240 円とする。

第 6 条から第 13 条までを削る。

第 14 条第 2 項中「精神保健福祉業務等従事手当の額」を「前項の手当の額」に改め、「前項各号に規定する」を削り、同条を第 6 条とし、同条の次に次の一条を加える。

（併給禁止）

第 7 条 公共土木施設災害応急作業手当の支給される日については、特殊現場作業手当（第 3 条第 1 項第 1 号に規定する作業に係るものに限る。）は支給しない。

第 15 条及び第 16 条を削る。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

熊本県告示第 204 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 20 年 3 月 17 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備考
主要地方道	矢部阿蘇公園線	上益城郡山都町御所字御迎 1826 番 3 地先から 同町御所字尾畑 1929 番 1 地先まで	280.0	単道改
一般県道	長洲玉名線	玉名市岱明町中土字寺ノ前 1002 番 2 地先から 同所 994 番地先まで	100.0	交安 1 種

2 供用を開始する期日 平成 20 年 3 月 17 日

熊本県告示第 205 号

平成 19 年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算並びに平成 20 年度一般会計予算及び特別会計予算は、平成 20 年 2 月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により公表する。

平成 20 年 3 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

平成19年度熊本県一般会計補正予算（第10号）

平成19年度熊本県の一般会計の補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,983,472千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ733,074,259千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 県 税		171,548,101	816,987	172,365,088
	1 県 民 税	57,174,336	△ 1,214,603	55,959,733
	2 事 業 税	43,687,443	1,311,149	44,998,592
	3 地方消費税	17,041,710	21,452	17,063,162
	4 不 動 産 税 取 得 税	4,933,600	146,297	5,079,897
	5 県たばこ税	3,687,818	12,071	3,699,889
	6 ゴルフ場 利 用 税	788,839	27,903	816,742
	7 自 動 車 税	24,265,063	△ 279,068	23,985,995
	8 鉱 区 税	10,925	△ 115	10,810
	9 自 動 車 税 取 得 税	4,428,242	△ 37,445	4,390,797
	10 軽油引取税	15,290,162	853,788	16,143,950
	11 狩 猟 税	57,803	△ 1,175	56,628
	12 産業廃棄物税	182,041	△ 23,436	158,605
	13 旧 法 に よ る 税	119	169	288

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	地方消費税 清算金	35,658,867	△ 565,263	35,093,604
	1 地方消費税 清算金	35,658,867	△ 565,263	35,093,604
3	地方特例 交付金	1,450,042	△ 32,402	1,417,640
	1 地方特例 交付金	917,957	△ 34,720	883,237
	2 特別交付金	532,085	2,318	534,403
4	地方交付税	212,539,397	5,160,677	217,700,074
	1 地方交付税	212,539,397	5,160,677	217,700,074
5	分担金及び 負担金	7,586,761	△ 114,366	7,472,395
	1 分 担 金	810,780	87,465	898,245
	2 負 担 金	6,775,981	△ 201,831	6,574,150
6	使用料及び 手数料	11,217,257	20,045	11,237,302
	1 使 用 料	7,952,765	111,883	8,064,648
	2 手 数 料	3,264,492	△ 91,838	3,172,654
7	国庫支出金	109,779,671	△ 4,073,589	105,706,082
	1 国庫負担金	37,910,942	443,866	38,354,808

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 国庫補助金	68,559,798	△ 3,924,553	64,635,245
	3 国庫委託金	3,308,931	△ 592,902	2,716,029
8 財産収入		2,804,525	545,450	3,349,975
	1 財産運用 収 入	1,047,027	411,529	1,458,556
	2 財産売却 収 入	1,757,498	133,921	1,891,419
9 寄附金		3,341	233,245	236,586
	1 寄附金	3,341	233,245	236,586
10 繰入金		48,268,610	△ 21,468,002	26,800,608
	1 特別会計 繰入金	2,181,100	△ 157,984	2,023,116
	2 基金繰入金	46,087,510	△ 21,310,018	24,777,492
11 繰越金		1,201,371	8,178,066	9,379,437
	1 繰越金	1,201,371	8,178,066	9,379,437
12 諸収入		39,361,288	233,251	39,594,539
	1 延滞金、加算金 及び過料等	392,119	△ 6,866	385,253
	2 県預金利子	248,000	308,000	556,000

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	3 貸付金 元利収入	22,898,916	△ 165,583	22,733,333
	4 受託事業 収入	1,802,682	△ 349,211	1,453,471
	5 収益事業 収入	6,242,776	△ 119,820	6,122,956
	6 利子割 精算金収入	11,514	1,212	12,726
	7 雑 入	7,765,281	565,519	8,330,800
13 県 債		97,852,500	82,429	97,934,929
	1 県 債	97,852,500	82,429	97,934,929
歳 入 合 計		744,057,731	△ 10,983,472	733,074,259

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議 会 費		1,374,287	36,753	1,411,040
	1 議 会 費	1,374,287	36,753	1,411,040
2 総 務 費		35,168,151	4,011,593	39,179,744
	1 総務管理費	12,860,403	4,975,465	17,835,868
	2 企 画 費	4,389,020	△ 135,895	4,253,125
	3 徴 税 費	7,996,900	28,904	8,025,804
	4 市 町 村 費	4,822,916	△ 241,312	4,581,604
	5 選 挙 費	3,357,318	△ 612,686	2,744,632
	6 防 災 費	810,636	16,036	826,672
	7 統 計 調 査 費	521,607	△ 22,449	499,158
	8 人 事 委 員 会 費	194,911	2,243	197,154
	9 監 査 委 員 費	214,440	1,287	215,727
3 民 生 費		76,286,003	△ 1,638,658	74,647,345
	1 社会福祉費	51,300,051	△ 1,095,847	50,204,204

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 児童福祉費	21,019,900	△ 424,031	20,595,869
	3 生活保護費	3,903,094	△ 100,542	3,802,552
	4 災害救助費	62,958	△ 18,238	44,720
4 衛生費		34,080,670	△ 952,845	33,127,825
	1 公衆衛生費	23,715,925	△ 581,705	23,134,220
	2 環境衛生費	7,292,910	△ 248,133	7,044,777
	3 保健所費	2,275,188	△ 12,500	2,262,688
	4 医薬費	796,647	△ 110,507	686,140
5 労働費		1,815,042	△ 145,143	1,669,899
	1 労政費	253,345	△ 9,673	243,672
	2 職業訓練費	1,270,387	△ 115,629	1,154,758
	3 失業対策費	166,400	△ 31,092	135,308
	4 労働委員会費	124,910	11,251	136,161
6 農 林 水 産 業 費		74,357,521	△ 4,687,251	69,670,270
	1 農業費	14,923,480	△ 2,209,395	12,714,085

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 畜産業費	3,673,843	△ 398,312	3,275,531
	3 農地費	28,966,010	△ 1,208,879	27,757,131
	4 林業費	19,858,552	△ 533,607	19,324,945
	5 水産業費	6,935,636	△ 337,058	6,598,578
7 商工費		28,219,376	896,601	29,115,977
	1 商業費	23,088,708	95,225	23,183,933
	2 工鉱業費	4,342,415	945,894	5,288,309
	3 観光費	788,253	△ 144,518	643,735
8 土木費		107,986,309	4,275	107,990,584
	1 土木管理費	19,366,030	168,084	19,534,114
	2 道路橋りょう費	47,553,108	502,709	48,055,817
	3 河川海岸費	22,756,142	△ 570,503	22,185,639
	4 港湾費	4,556,729	82,451	4,639,180
	5 都市計画費	11,619,802	5,816	11,625,618
	6 住宅費	2,134,498	△ 184,282	1,950,216

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
9 警 察 費		42,806,029	△ 618,487	42,187,542
	1 警察管理費	38,630,610	△ 561,620	38,068,990
	2 警察活動費	4,175,419	△ 56,867	4,118,552
10 教 育 費		174,750,225	△ 2,218,359	172,531,866
	1 教育総務費	24,269,374	134,354	24,403,728
	2 小学校費	64,201,170	△ 601,378	63,599,792
	3 中学校費	35,917,728	△ 436,335	35,481,393
	4 高等学校費	35,207,319	△ 820,505	34,386,814
	5 特別支援 学 校 費	9,276,796	△ 155,655	9,121,141
	6 社会教育費	2,924,382	△ 291,315	2,633,067
	7 保健体育費	1,901,296	△ 47,525	1,853,771
11 災害復旧費		10,559,794	△ 567,318	9,992,476
	1 農林水産業 災害復旧費	4,413,514	△ 407,803	4,005,711
	2 土木災害 復 旧 費	6,141,838	△ 159,015	5,982,823
	3 教育災害 復 旧 費	1,583	△ 218	1,365

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	4 民生災害 復旧費	2,859	△ 282	2,577
12 公債費		111,945,531	△ 4,440,675	107,504,856
	1 公債費	111,945,531	△ 4,440,675	107,504,856
13 諸支出金		44,608,793	△ 663,958	43,944,835
	1 繰出金	4,362,396	△ 117,314	4,245,082
	2 ゴルフ場利用税 交付金	580,716	8,106	588,822
	3 利子割金 交付金	787,454	102,444	889,898
	4 利子割金 精算金	3,592	△ 2,092	1,500
	5 地方消費税 清算金	16,748,265	4,771	16,753,036
	6 地方消費税 交付金	17,945,883	△ 282,586	17,663,297
	7 株式等譲渡 所得割交付金	637,668	△ 377,287	260,381
歳 出 合 計		744,057,731	△ 10,983,472	733,074,259

第2表 繰越明許費

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 58,400
	1 総 務 管 理 費	58,400
2 民 生 費		174,195
	1 社 会 福 祉 費	121,320
	2 児 童 福 祉 費	52,875
3 衛 生 費		11,760
	1 環 境 衛 生 費	11,760
4 農 林 水 産 業 費		7,395,958
	1 農 業 費	261,665
	2 農 地 費	3,007,444
	3 林 業 費	3,324,904
	4 水 産 業 費	801,945
5 土 木 費		30,110,350
	1 土 木 管 理 費	1,565,461
	2 道 路 橋 り よ う 費	12,638,534
	3 河 川 海 岸 費	7,948,536
	4 港 湾 費	397,200
	5 都 市 計 画 費	7,443,500

款	項	金 額
		千円
	6 住 宅 費	117,119
6 教 育 費		327,603
	1 教 育 総 務 費	49,426
	2 高 等 学 校 費	269,052
	3 社 会 教 育 費	9,125
7 災 害 復 旧 費		5,271,608
	1 農 林 水 産 業 費 災 害 復 旧 費	2,093,782
	2 土 木 災 害 復 旧 費	3,177,826
合	計	43,349,874

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 東京事務所職員宿舍等賃借	平成20年度	千円 74,380
2 銀座熊本館運営業務	平成20年度	5,842
3 防災消防ヘリコプター運航業務	平成20年度	78,500
4 保健・医療・福祉関係業務	平成20年度	426,959
5 海域水質環境調査業務	平成20年度	21,162
6 水俣病総合対策事業等委託業務	平成20年度	82,553
7 しごと相談・支援センター関係業務	平成20年度	6,492
8 障害者就業・生活支援センター運営業務	平成20年度	15,548
9 県営中山間地域総合整備事業	平成20年度	90,300
10 県営経営体育成基盤整備事業	平成20年度	84,000
11 森林国営保険事務処理作業委託業務	平成20年度	17,000
12 森づくりボランティアネット運営業務	平成20年度	13,744
13 県営林道事業	平成20年度	218,000
14 治山事業	平成20年度	44,462
15 水産動物種苗生産等水産振興業務	平成20年度	169,793
16 特許流通アドバイザー育成事業	平成20年度	3,046
17 産学連携コーディネータ設置事業	平成20年度	15,773
18 大学連携型起業家支援事業	平成20年度	10,018

事 項	期 間	限 度 額
19 インキュベーション施設運営事業	平成20年度	千円 10,030
20 橋りょう維持費	平成20年度	150,000
21 警察関係業務	平成20年度	575,039
22 給食業務	平成20年度	105,573

2 変 更				
事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
1 砂防費	平成20年度	千円 90,000	平成20年度	千円 120,000
2 県有施設等管理業務	平成20年度 ～平成22年度	187,013	平成20年度 ～平成24年度	4,203,903
	年次別内訳		年次別内訳	
	平成20年度	127,879	平成20年度	3,494,357
	平成21年度	29,567	平成21年度	192,330
	平成22年度	29,567	平成22年度	192,330
			平成23年度	162,443
			平成24年度	162,443
3 情報処理関連業務	平成20年度 ～平成23年度	458,190	平成20年度 ～平成24年度	1,419,993
	年次別内訳		年次別内訳	
	平成20年度	228,607	平成20年度	1,188,450
	平成21年度	76,172	平成21年度	76,662
	平成22年度	76,172	平成22年度	76,662
			平成23年度	77,729
			平成24年度	490
4 事務機器等賃借	平成20年度 ～平成27年度	2,427,107	平成20年度 ～平成27年度	3,050,315
	年次別内訳		年次別内訳	
	平成20年度	507,545	平成20年度	1,086,456
	平成21年度	503,659	平成21年度	515,442
	平成22年度	487,984	平成22年度	499,481
	平成23年度	487,435	平成23年度	498,321
	平成24年度	359,469	平成24年度	369,600
	平成25年度	33,717	平成25年度	33,717
	平成26年度	27,027	平成26年度	27,027
平成27年度	20,271	平成27年度	20,271	

第4表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円				千円			
土地改良国庫補助事業費	4,197,000	(借入先)		据置期間を	4,141,000			
農地防災国庫補助事業費	113,000	財務省、公		含め30年以内	100,000			
湛水防除国庫補助事業費	100,000	営企業金融公		半年賦元利	98,000			
林道国庫補助事業費	1,314,000	庫、会社、そ		均等償還又は	1,358,000			
治山国庫補助事業費	2,300,000	の他		元金均等償還、	2,178,000			
沿岸漁場整備国庫補助事業費	375,000	(借入方法)		満期一括償還	329,000			
漁港国庫補助事業費	582,000	証書借入又		等	558,000			
道路橋りょう国庫補助事業費	4,318,000	は証券発行(他		但し、県財	3,835,000			
河川国庫補助事業費	1,998,000	の地方公共団		政の都合によ	1,757,000			
砂防国庫補助事業費	2,630,000	体との共同発		り、繰上償還	2,611,000			
港湾建設国庫補助事業費	815,000	行を含む。)		をなし、又は	715,000			
公営住宅建設事業費	394,000	(その他)	年10%	借り換えをす	313,000			
空港直轄事業負担金	58,000	工事その他	以 内	ることができ	48,000			(補正前に同じ)
農地海岸直轄事業負担金	257,000	の都合により、		る。	252,000			
道路直轄事業負担金	5,471,000	一部もしくは			6,049,000			
河川直轄事業負担金	2,809,000	全部を翌年度			3,101,000			
砂防直轄事業負担金	141,000	以降に繰り下			130,000			
港湾直轄事業負担金	518,000	げて借り入れ			604,000			
治山災害現年発生国庫補助事業費	107,000	することがで			96,000			
治山災害過年発生国庫補助事業費	13,000	きる。			9,000			
漁港災害現年発生国庫補助事業費	6,000	発行価格が						
公共土木現年発生国庫補助事業費	1,619,000	額面金額を下						
公共土木過年発生国庫補助事業費	239,000	回るときは、						
		その発行差額						
		をうめるため						
		必要な金額を						
		加算した額を						
		限度額とする						
		ことができる。						

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
教育施設現年 発生国庫 補助事業費	千円 500	(借入先) 財務省、公		据置期間を 含め30年以内	千円 400			
公共土木直轄 災害復旧事業 負担金	80,000	営企業金融公		半年賦元利	377,000			
単 県 林 道 整備事業費	218,000	庫、会社、そ		均等償還又は	27,000			
単県治山事業費	135,000	の他		元金均等償還、	129,000			
九州新幹線 建設事業費	15,649,000	(借入方法) 証書借入又		満期一括償還	15,635,000			
単 県 道 路 整備事業費	10,642,000	は証券発行(他		等	10,643,000			
単 県 街 路 整備事業費	2,807,000	の地方公共団		但し、県財	2,737,000			
警 察 施 設 整備事業費	301,000	体との共同発		政の都合によ	298,000			
県立高等学校 整備事業費	2,545,000	行を含む。)	年10%	り、繰上償還	2,390,000			
社会教育施設 整備事業費	208,000	(その他) 工事その他	以 内	をなし、又は	204,000			(補 正 前 に 同 じ)
公共土木現年 発生単県災害 復旧事業費	89,000	の都合により、		借り換えをす	72,000			
臨時財政対策債	19,662,000	一部もしくは		ることができ	19,739,529			
退職手当債	6,647,000	全部を翌年度		る。	7,200,000			
		以降に繰り下						
		げて借り入れ						
		することがで						
		きる。						
		発行価格が						
		額面金額を下						
		回るときは、						
		その発行差額						
		をうめるため						
		必要な金額を						
		加算した額を						
		限度額とする						
		ことができる。						

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
災害援護資金 貸付事業費	千円 10,000	政府貸付金の 借り入れ	無利子	据置期間を 含め12年以内 半年賦元金 均等償還	千円 1,000	(補正前に同じ)		
計	89,367,500				89,449,929			

平成 1 9 年度熊本県農業改良資金特別会計補正予算（第 1 号）

平成 1 9 年度熊本県の農業改良資金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 121,898 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 797,172 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の補正は、「第 3 表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		128,333	△ 71,317	57,016
	1 一般会計 繰入金	128,333	△ 71,317	57,016
2 繰越金		60,496	316,068	376,564
	1 繰越金	60,496	316,068	376,564
3 諸収入		262,080	1,028	263,108
	1 貸付金 元利収入	262,080	1,028	263,108
4 県債		224,365	△ 123,881	100,484
	1 県債	224,365	△ 123,881	100,484
歳入合計		675,274	121,898	797,172

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農 林 水 産 業 費		千円	千円	千円
		667,645	80,385	748,030
	1 農 業 改 良 資 金	667,645	80,385	748,030
2 諸 支 出 金		2,543	41,513	44,056
	1 繰 出 金	2,543	41,513	44,056
歳 出 合 計		675,274	121,898	797,172

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
農業改良資金管理業務等	平成20年度	千円 1,843

第3表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
農業改良資金 貸付金	千円 29,396	政府貸付金の 借 り 入 れ	無利子	据置期間を 含め13年以内 半年賦元金 均等償還	千円			
就農支援資金 貸付金	194,969	政府貸付金の 借 り 入 れ	無利子	据置期間を 含め21年以内 半年賦元金 均等償還	100,484	(補 正 前 に 同 じ)		
計	224,365				100,484			

平成19年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）

平成19年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,278,391千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,343,751千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		4,143	9,628	13,771
	1 一般会計 繰入金	4,143	9,628	13,771
2 繰越金		95,840	△ 90,969	4,871
	1 繰越金	95,840	△ 90,969	4,871
3 諸収入		3,522,159	△ 1,197,050	2,325,109
	1 貸付金 元利収入	3,522,159	△ 1,197,050	2,325,109
歳 入 合 計		3,622,142	△ 1,278,391	2,343,751

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 商 工 費		220,219	△ 102,551	117,668
	1 中 小 企 業 金 振 興 資 金	220,219	△ 102,551	117,668
2 公 債 費		2,437,594	△ 834,676	1,602,918
	1 公 債 費	2,437,594	△ 834,676	1,602,918
3 諸 支 出 金		964,329	△ 341,164	623,165
	1 繰 出 金	964,329	△ 341,164	623,165
歳 出 合 計		3,622,142	△ 1,278,391	2,343,751

平成19年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）

平成19年度熊本県の母子寡婦福祉資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算を補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100,490千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金			183	183
	1 一般会計 繰入金		183	183
2 繰越金		30,006	△ 183	29,823
	1 繰越金	30,006	△ 183	29,823
歳 入 合 計		100,490		100,490

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 民 生 費		100,490		100,490
	1 母 子 寡 婦 福 祉 資 金	100,490		100,490
歳 出 合 計		100,490		100,490

平成19年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計補正予算（第2号）

平成19年度熊本県の用品調達基金管理事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,881千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,213千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		28,768	△ 1,948	26,820
	1 基金繰入金	28,768	△ 1,948	26,820
2 繰越金		16,326	△ 933	15,393
	1 繰越金	16,326	△ 933	15,393
歳 入 合 計		45,094	△ 2,881	42,213

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		45,094	△ 2,881	42,213
	1 用 度 費	45,094	△ 2,881	42,213
歳 出 合 計		45,094	△ 2,881	42,213

平成19年度熊本県収入証紙特別会計補正予算（第1号）

平成19年度熊本県の収入証紙特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,950,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 証紙収入		2,908,000	△ 166,000	2,742,000
	1 証紙収入	2,908,000	△ 166,000	2,742,000
2 繰越金		142,000	66,000	208,000
	1 繰越金	142,000	66,000	208,000
歳 入 合 計		3,050,000	△ 100,000	2,950,000

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 諸支出金		3,050,000	△ 100,000	2,950,000
	1 繰 出 金	3,050,000	△ 100,000	2,950,000
歳 出 合 計		3,050,000	△ 100,000	2,950,000

平成19年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算（第1号）

平成19年度熊本県の県立高等学校実習資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ404千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ231,839千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		37,000	△ 404	36,596
	1 一般会計 繰入金	37,000	△ 404	36,596
歳 入 合 計		232,243	△ 404	231,839

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 教育費		232,243	△ 404	231,839
	1 高等学校費	232,243	△ 404	231,839
歳 出 合 計		232,243	△ 404	231,839

平成19年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

平成19年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,319千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,716,768千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	使用料及び 手数料	592,428	8,110	600,538
	1 使用料	592,428	8,110	600,538
2	繰入金	1,531,523	△ 15,952	1,515,571
	1 一般会計 繰入金	1,531,523	△ 15,952	1,515,571
3	繰越金	80,000	1,786	81,786
	1 繰越金	80,000	1,786	81,786
4	諸収入	37,136	△ 2,263	34,873
	1 雑 入	37,136	△ 2,263	34,873
	歳 入 合 計	3,725,087	△ 8,319	3,716,768

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		599,564	7,633	607,197
	1 港 湾 費	599,564	7,633	607,197
2 公 債 費		3,125,523	△ 15,952	3,109,571
	1 公 債 費	3,125,523	△ 15,952	3,109,571
歳 出 合 計		3,725,087	△ 8,319	3,716,768

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
1 庁舎等管理業務	平成20年度	千円 39,279
2 事務機器等賃借	平成20年度	22

平成 1 9 年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 1 9 年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,740千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 829,923千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		48,400	△ 1,900	46,500
	1 基金繰入金	48,400	△ 1,900	46,500
2 繰越金		48,090	△ 840	47,250
	1 繰越金	48,090	△ 840	47,250
歳 入 合 計		832,663	△ 2,740	829,923

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		66,490	△ 2,740	63,750
	1 港 湾 費	66,490	△ 2,740	63,750
歳 出 合 計		832,663	△ 2,740	829,923

平成19年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度熊本県の用地先行取得事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ163,223千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,187,141千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1. 財産収入		1,485,555	23,190	1,508,745
	1 財産運用 収 入		14,335	14,335
	2 財産売払 収 入	1,485,555	8,855	1,494,410
2 繰越金		39,363	140,033	179,396
	1 繰越金	39,363	140,033	179,396
歳 入 合 計		3,023,918	163,223	3,187,141

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		1,538,363		1,538,363
	1 道 橋 路 橋 り よ う 費	1,538,363		1,538,363
2 諸 支 出 金		639,372	163,223	802,595
	1 繰 出 金	639,372	163,223	802,595
歳 出 合 計		3,023,918	163,223	3,187,141

第2表 繰越明許費

款	項	金 額
		千円
1 土 木 費		1,334,714
	1 道路橋りょう費	1,334,714
合	計	1,334,714

平成19年度熊本県育英資金貸与基金特別会計補正予算（第1号）

平成19年度熊本県の育英資金貸与基金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16,415千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,235,252千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		471	1,646	2,117
	1 財産運用収入	471	1,646	2,117
2 寄附金			9,000	9,000
	1 寄附金		9,000	9,000
3 繰入金		242,110	△ 38,399	203,711
	1 一般会計繰入金	184,791	△ 23,354	161,437
	2 基金繰入金	57,319	△ 15,045	42,274
4 諸収入		105,718	11,338	117,056
	1 貸付金元利収入	105,718	11,338	117,056
歳 入 合 計		1,251,667	△ 16,415	1,235,252

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 教育費		1,251,667	△ 16,415	1,235,252
	1 育英資金	1,251,667	△ 16,415	1,235,252
歳 出 合 計		1,251,667	△ 16,415	1,235,252

平成19年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）

平成19年度熊本県の林業改善資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ317,999千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		109	1,464	1,573
	1 一般会計 繰入金	109	1,464	1,573
2 繰越金		130,920	△ 1,464	129,456
	1 繰越金	130,920	△ 1,464	129,456
3 諸収入		186,950	20	186,970
	1 貸付金 元利収入	186,950	20	186,970
歳 入 合 計		317,979	20	317,999

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 農 林 水 産 業 費		315,067		315,067
	1 林 業 改 善 資 金	315,067		315,067
2 公 債 費		1,456	10	1,466
	1 公 債 費	1,456	10	1,466
3 諸 支 出 金		1,456	10	1,466
	1 繰 出 金	1,456	10	1,466
歳 出 合 計		317,979	20	317,999

平成19年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）

平成19年度熊本県の市町村振興資金貸付事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ31,600千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,742,257千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰越金		573,400	△ 31,600	541,800
	1 繰越金	573,400	△ 31,600	541,800
歳 入 合 計		1,773,857	△ 31,600	1,742,257

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 諸支出金		573,400	△ 31,600	541,800
	1 繰 出 金	573,400	△ 31,600	541,800
歳 出 合 計		1,773,857	△ 31,600	1,742,257

平成19年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成19年度熊本県の流域下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ190,120千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,832,056千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び負担金		1,675,227	△ 50,540	1,624,687
	1 負担金	1,675,227	△ 50,540	1,624,687
2 国庫支出金		1,269,300	△ 47,600	1,221,700
	1 国庫補助金	1,269,300	△ 47,600	1,221,700
3 繰入金		422,829	△ 7,992	414,837
	1 一般会計繰入金	422,829	△ 7,992	414,837
4 繰越金		102,358	△ 66,141	36,217
	1 繰越金	102,358	△ 66,141	36,217
5 諸収入		31,462	△ 6,847	24,615
	1 雑入	31,462	△ 6,847	24,615
6 県債		521,000	△ 11,000	510,000
	1 県債	521,000	△ 11,000	510,000
歳入合計		4,022,176	△ 190,120	3,832,056

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		3,335,134	△ 181,267	3,153,867
	1 流 域 下 水 道 費	3,335,134	△ 181,267	3,153,867
2 公 債 費		687,042	△ 8,853	678,189
	1 公 債 費	687,042	△ 8,853	678,189
歳 出 合 計		4,022,176	△ 190,120	3,832,056

第2表 繰越明許費		
款	項	金 額
		千円
1 土 木 費		677,230
	1 流域下水道費	677,230
合	計	677,230

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 熊本北部流域下水道水質法定検査業務	平成20年度	千円 4,681
2 球磨川上流流域下水道水質法定検査業務	平成20年度	4,872
3 八代北部流域下水道水質法定検査業務	平成20年度	4,835

第4表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
熊本北部 流域下水道 事業費	千円 284,000	(借入先) 財務省、公 営企業金融公 庫、会社、そ の他	年10% 以 内	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等	千円 289,000			
球磨川上流 流域下水道 事業費	117,000	(借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部もしくは 全部を翌年度 以降に繰り下 げて借り入れ することができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。		但し、県財 政の都合によ り、繰上償還 をなし、又は 借り換えをす ることができ る。	104,000	(補正前に同じ)		
八代北部 流域下水道 事業費	120,000				117,000			
計	521,000				510,000			

平成19年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第3号）
平成19年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の補正予算（第3号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,697千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ788,526千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰越金		33,516	303	33,819
	1 繰越金	33,516	303	33,819
2 県債		428,000	△ 11,000	417,000
	1 県債	428,000	△ 11,000	417,000
歳 入 合 計		799,223	△ 10,697	788,526

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 商 工 費		595,505	△ 10,697	584,808
	1 工 鉦 業 費	595,505	△ 10,697	584,808
歳 出 合 計		799,223	△ 10,697	788,526

第2表 繰越明許費		
款	項	金 額
1 商 工 費		千円 360,071
	1 工 鉱 業 費	360,071
合	計	360,071

第3表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
用 地 造 成 事 業 費	千円	(借入先) 財務省、公 営企業金融公 庫、会社、そ の他		据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等	千円			
	428,000	(借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部もしくは 全部を翌年度 以降に繰り下 げて借り入れ することができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	年10% 以 内	但し、県財 政の都合によ り、繰上償還 をなし、又は 借り換えをす ることができる。	417,000	(補 正 前 に 同 じ)		

平成19年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補正予算（第1号）

平成19年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ272,570千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,109,179千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	水俣湾堆積 汚泥処理 事業費	1,188,138	386,042	1,574,180
	1 分担金及び 負担金	1,188,138	386,042	1,574,180
2	チッソ 貸付費	2,193,677	661,194	2,854,871
	1 諸 収 入	2,193,677	661,194	2,854,871
3	支援措置費	6,718,167	△ 1,319,806	5,398,361
	1 国庫支出金	4,904,036	△ 1,047,236	3,856,800
	2 繰 入 金	589,131	△ 9,570	579,561
	3 県 債	1,225,000	△ 263,000	962,000
	歳 入 合 計	10,381,749	△ 272,570	10,109,179

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 水俣湾堆積汚泥処理事業費		2,260,185		2,260,185
	1 公債費	2,260,185		2,260,185
2 チッソ貸付費		5,645,005		5,645,005
	1 公債費	5,645,005		5,645,005
3 支援措置費		1,814,131	△ 272,570	1,541,561
	1 環境費	1,225,000	△ 263,000	962,000
	2 公債費	589,131	△ 9,570	579,561
歳 出 合 計		10,381,749	△ 272,570	10,109,179

第2表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
チ ッ ソ 特 別 貸 付 資 金	千円 1,225,000	(借入先) 財務省、そ の他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行	年10% 以 内	据置期間を 含め20年以内 半年賦元利 均等償還等 但し、県財 政の都合によ り、繰上償還 をなし、又は 借り換えをす ることができ る。	千円 962,000	(補 正 前 に 同 じ)		

平成19年度熊本県公債管理特別会計補正予算（第1号）

平成19年度熊本県の公債管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,753,643千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,566,894千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入			2,879	2,879
	1 財産運用収入		2,879	2,879
2 繰入金		10,647,671	△ 1,368,769	9,278,902
	1 一般会計繰入金	10,647,671	△ 1,368,769	9,278,902
3 県債		41,165,580	3,119,533	44,285,113
	1 県債	41,165,580	3,119,533	44,285,113
歳 入 合 計		51,813,251	1,753,643	53,566,894

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 公 債 費		51,813,251	1,753,643	53,566,894
	1 公 債 費	51,813,251	1,753,643	53,566,894
歳 出 合 計		51,813,251	1,753,643	53,566,894

第2表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
借 換 債	千円	(借入先) 会社、その他		借入れの年 から据置期間 を含め30年以 内	千円			
	41,165,580	(借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	年10% 以 内	半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 但し、県財 政の都合によ り、繰上償還 をなし、又は 借り換えをす ることができ る。				

平成19年度熊本県病院事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成19年度熊本県病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成19年度熊本県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支 出		
第1款 病院事業費用	1,917,372千円	19,805千円	1,937,177千円
第1項 医 業 費 用	1,795,397千円	19,584千円	1,814,981千円
第2項 医 業 外 費 用	121,925千円	221千円	122,146千円

（債務負担行為）

第3条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務委託	平成20年度	千円 55,909
医事業務委託	平成20年度	23,394

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1) 職員給与費	1,186,806千円	30,837千円	1,217,643千円

平成 19 年度熊本県電気事業会計補正予算 (第 2 号)

(総 則)

第 1 条 平成 19 年度熊本県電気事業会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 平成 19 年度熊本県電気事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 事業収益	2,251,985 千円	100,000 千円	2,351,985 千円
第 3 項 特別利益	0 千円	100,000 千円	100,000 千円
	支	出	
第 1 款 事業費	2,213,941 千円	91,424 千円	2,305,365 千円
第 1 項 営業費用	1,956,153 千円	△ 8,576 千円	1,947,577 千円
第 3 項 特別損失	111,527 千円	100,000 千円	211,527 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 3 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	670,593 千円	△ 8,576 千円	662,017 千円

(債務負担行為)

第 4 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
電気事業関係業務	平成 20 年度	18,236 ^{千円}
企業局所有施設等管理業務	平成 20 年度	18,349
情報処理関連業務	平成 20 年度	1,961
事務機器等賃借	平成 20 年度	720

平成19年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 平成19年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成19年度熊本県工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 事業費	1,187,973千円	△344千円	1,187,629千円
第1項 営業費用	984,630千円	1,109千円	985,739千円
第3項 予備費	6,899千円	△1,453千円	5,446千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「83,914千円」を「84,062千円」に、「79,349千円」を「79,497千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	1,254,467千円	148千円	1,254,615千円
第2項 企業債償還金	538,962千円	148千円	539,110千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	72,273千円	1,109千円	73,382千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
企業局所有施設等管理業務	平成20年度	千円 11,253
情報処理関連業務	平成20年度	240
事務機器等賃借	平成20年度	60

平成20年度熊本県一般会計予算

平成20年度熊本県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ617,495,291千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
1 県 税		千円
		170,463,681
	1 県 民 税	59,238,657
	2 事 業 税	43,024,648
	3 地 方 消 費 税	14,928,441
	4 不 動 産 取 得 税	5,184,739
	5 県 た ば こ 税	3,548,926
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	803,156
	7 自 動 車 税	23,709,000
	8 鉦 区 税	10,297
	9 自 動 車 取 得 税	4,177,799
	10 軽 油 引 取 税	15,667,976
	11 狩 猟 税	37,812
12 産 業 廃 棄 物 税	132,178	
13 旧 法 に よ る 税	52	

款	項	金 額
		千円
2 地方消費税清算金		34,155,157
	1 地方消費税清算金	34,155,157
3 地方譲与税		3,887,000
	1 地方道路譲与税	3,650,000
	2 石油ガス譲与税	222,000
	3 航空機燃料譲与税	15,000
4 地方特例交付金		1,817,671
	1 地方特例交付金	1,283,671
	2 特別交付金	534,000
5 地方交付税		214,588,000
	1 地方交付税	214,588,000
6 交通安全対策金 特別交付金		703,000
	1 交通安全対策金 特別交付金	703,000
7 分担金及び負担金		2,655,165
	1 分 担 金	295,732

款	項	金 額
		千円
	2 負 担 金	2,359,433
8 使用料及び手数料		11,227,992
	1 使 用 料	8,050,733
	2 手 数 料	3,177,259
9 国庫支出金		71,872,680
	1 国庫負担金	35,138,843
	2 国庫補助金	35,523,429
	3 国庫委託金	1,210,408
10 財産収入		3,919,156
	1 財産運用収入	1,229,785
	2 財産売却収入	2,689,371
11 寄 附 金		53,341
	1 寄 附 金	53,341
12 繰 入 金		21,887,700
	1 特別会計繰入金	2,476,415

款	項	金 額
		千円
	2 基金繰入金	19,411,285
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		30,660,747
	1 延滞金、加算金等 及び過料等	384,999
	2 県預金利子	501,000
	3 貸付金元利収入	22,638,007
	4 受託事業収入	1,190,210
	5 収益事業収入	4,174,565
	6 利子割精算金収入	11,445
	7 雑 入	1,760,521
15 県 債		49,604,000
	1 県 債	49,604,000
歳 入 合 計		617,495,291

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 議 会 費		1,380,506
	1 議 会 費	1,380,506
2 総 務 費		30,737,809
	1 総 務 管 理 費	13,218,300
	2 企 画 費	3,341,225
	3 徴 税 費	7,928,445
	4 市 町 村 振 興 費	4,164,759
	5 選 挙 費	93,894
	6 防 災 費	1,052,911
	7 統 計 調 査 費	541,055
	8 人 事 委 員 会 費	184,259
	9 監 査 委 員 費	212,961
3 民 生 費		72,156,319
	1 社 会 福 祉 費	48,023,800

款	項	金 額
		千円
	2 児 童 福 祉 費	20,240,374
	3 生 活 保 護 費	3,886,639
	4 災 害 救 助 費	5,506
4 衛 生 費		39,025,828
	1 公 衆 衛 生 費	28,314,883
	2 環 境 衛 生 費	7,914,281
	3 保 健 所 費	2,160,213
	4 医 薬 費	636,451
5 勞 働 費		1,668,710
	1 勞 政 費	227,230
	2 職 業 訓 練 費	1,188,126
	3 失 業 対 策 費	116,746
	4 勞 働 委 員 会 費	136,608
6 農 林 水 産 業 費		39,319,590
	1 農 業 費	9,979,044

款	項	金 額
		千円
	2 畜 産 業 費	1,905,710
	3 農 地 費	12,217,793
	4 林 業 費	10,111,326
	5 水 産 業 費	5,105,717
7 商 工 費		24,886,837
	1 商 業 費	22,586,981
	2 工 鉱 業 費	1,760,376
	3 観 光 費	539,480
8 土 木 費		38,789,307
	1 土 木 管 理 費	2,776,471
	2 道 路 橋 り よ う 費	21,912,332
	3 河 川 海 岸 費	6,806,113
	4 港 湾 費	1,515,829
	5 都 市 計 画 費	4,412,801
	6 住 宅 費	1,365,761

款	項	金 額
		千円
9 警 察 費		42,441,065
	1 警 察 管 理 費	38,844,161
	2 警 察 活 動 費	3,596,904
10 教 育 費		169,053,312
	1 教 育 総 務 費	23,697,025
	2 小 学 校 費	63,473,243
	3 中 学 校 費	35,704,581
	4 高 等 学 校 費	31,978,771
	5 特 別 支 援 学 校 費	9,031,713
	6 大 学 費	990,945
	7 社 会 教 育 費	2,421,173
	8 保 健 体 育 費	1,755,861
11 災 害 復 旧 費		3,639,090
	1 農 林 水 産 業 費 災 害 復 旧 費	1,522,090
	2 土 木 災 害 復 旧 費	2,117,000

款	項	金 額
		千円
12 公 債 費		113,408,604
	1 公 債 費	113,408,604
13 諸 支 出 金		40,888,314
	1 繰 出 金	4,107,059
	2 ゴルフ場利用税金 交 付 金	562,611
	3 自動車取得税金 交 付 金	2,778,236
	4 利子割交付金	888,031
	5 利子割精算金	2,971
	6 地方消費税金 地 清 算	14,671,131
	7 地方消費税金 地 交 付	17,179,586
	8 配当割交付金	406,325
	9 株式等譲渡所得割金 交 付 金	292,364
14 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出 合 計		617,495,291

第 2 表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額																						
<p>1 私立学校施設整備借入金利子助成 (日本私立学校振興・共済事業団借入分) 私立高等学校、私立中学校、私立幼稚園を設置する学校法人が学校施設等の新築及び改築等を行うために必要な資金を日本私立学校振興・共済事業団から借り入れた場合の学校法人に対する利子助成</p> <table border="1" data-bbox="258 703 866 842"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年以内</td> <td>年1.5%以内</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	利子助成率	10年以内	年1.5%以内	<p>平成21年度 ～平成29年度</p> <p>千円 9,894</p> <p>年次別内訳</p> <table border="1" data-bbox="938 555 1385 882"> <tbody> <tr><td>平成21年度</td><td>1,330</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>1,330</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>1,255</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>1,181</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>1,107</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>1,033</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>960</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>886</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>812</td></tr> </tbody> </table>	平成21年度	1,330	平成22年度	1,330	平成23年度	1,255	平成24年度	1,181	平成25年度	1,107	平成26年度	1,033	平成27年度	960	平成28年度	886	平成29年度	812	
期 間	利子助成率																							
10年以内	年1.5%以内																							
平成21年度	1,330																							
平成22年度	1,330																							
平成23年度	1,255																							
平成24年度	1,181																							
平成25年度	1,107																							
平成26年度	1,033																							
平成27年度	960																							
平成28年度	886																							
平成29年度	812																							
<p>2 私立学校施設整備借入金利子助成 (社団法人熊本県私学教育振興会借入分) 私立高等学校、私立中学校を設置する学校法人が学校施設等の新築及び改築等を行うために必要な資金を社団法人熊本県私学教育振興会から借り入れた場合の学校法人に対する利子助成</p> <table border="1" data-bbox="258 1151 866 1290"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年以内</td> <td>年1.5%以内</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	利子助成率	10年以内	年1.5%以内	<p>平成21年度 ～平成29年度</p> <p>567</p> <p>年次別内訳</p> <table border="1" data-bbox="938 1032 1385 1359"> <tbody> <tr><td>平成21年度</td><td>111</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>99</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>87</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>75</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>63</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>51</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>39</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>27</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>15</td></tr> </tbody> </table>	平成21年度	111	平成22年度	99	平成23年度	87	平成24年度	75	平成25年度	63	平成26年度	51	平成27年度	39	平成28年度	27	平成29年度	15	
期 間	利子助成率																							
10年以内	年1.5%以内																							
平成21年度	111																							
平成22年度	99																							
平成23年度	87																							
平成24年度	75																							
平成25年度	63																							
平成26年度	51																							
平成27年度	39																							
平成28年度	27																							
平成29年度	15																							
<p>3 川辺川ダム代替地等先行取得資金損失補償補助 融資機関が川辺川ダム建設に伴う水没者等に対し、代替地等先行取得資金として1,000万円の範囲内で融資を行い損失を受けたとき、五木村が融資機関に損失補償を行う場合の損失補償相当額に対する補助</p>	<p>融資機関が水没者等に資金を融資した日から当該融資の償還期限到来後3か月の期間が満了し、融資機関が補償の履行日として指定する日まで</p>	<p>融資の償還期限(融資機関が当該融資の全部又は一部につき繰上償還を請求した場合には、その支払期日、その他償還期限の変更があった場合には、その変更後の期日とする。)到来後3か月の期間満了の日において、融資機関が弁済を受けていない元金及び利息(遅延利息を除く。)の合計額に相当する金額</p>																						

事 項	期 間	限 度 額												
4 母子家庭等の児童の身元保証 母子家庭等の児童の身元保証に関する条例（昭和34年熊本県条例第38号）に基づく平成20年度における身元保証契約に伴う損害賠償	平成20年度 ～平成23年度	千円 7,500												
5 農地保有合理化事業等損失補償 菊池地域農業協同組合（以下「JA菊池」という。）が財団法人熊本県農業公社に5億円を限度額として農地保有合理化事業等資金を融資したことについて損失を受けた場合、県がJA菊池に行う損失補償	平成20年度 ～平成31年度	120,000												
6 農地保有合理化事業損失補償 社団法人全国農地保有合理化協会（以下「協会」という。）が財団法人熊本県農業公社に9億円を限度額として農地保有合理化事業資金を貸し付けたことについて損失を受けた場合、県が協会に行う損失補償	平成20年度 ～平成31年度	720,000												
7 農業近代化資金利子補給 農業協同組合等が、熊本県農業近代化資金融通措置要項に基づく農業近代化資金を、農業者等に対し、平成20年度において総額40億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	平成21年度 ～平成41年度	395,884												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個 人</td> <td rowspan="2">農 協 銀 行</td> <td rowspan="2">15年 以内</td> <td rowspan="2">年1.25%以内</td> </tr> <tr> </tr> <tr> <td rowspan="2">共 同</td> <td>農 協</td> <td rowspan="2">20年 以内</td> <td rowspan="2">年1.25%以内</td> </tr> <tr> <td>銀 行</td> <td>年0.55%以内</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期 間	利子補給率	個 人	農 協 銀 行	15年 以内	年1.25%以内	共 同	農 協	20年 以内	年1.25%以内	銀 行	年0.55%以内
区 分	期 間	利子補給率												
個 人	農 協 銀 行	15年 以内	年1.25%以内											
共 同	農 協	20年 以内	年1.25%以内											
	銀 行			年0.55%以内										

事 項	期 間	限 度 額												
8 中山間地域活性化資金利子補給 農業協同組合等が、熊本県中山間地域活性化資金融通措置要項に基づく中山間地域活性化資金を、農林漁業者等に対し、平成20年度において総額1億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	平成21年度 ～平成46年度	千円 15,132												
	年次別内訳 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度 平成32年度 平成33年度 平成34年度 平成35年度 平成36年度 平成37年度 平成38年度 平成39年度 平成40年度 平成41年度 平成42年度 平成43年度 平成44年度 平成45年度 平成46年度	1,407 1,456 1,456 1,389 1,295 1,200 1,105 1,010 901 788 674 561 447 333 220 173 153 135 116 98 80 61 43 24 6 1												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加工流通施設</td> <td>15年以内</td> <td>年2.25%以内</td> </tr> <tr> <td>保健機能増進施設</td> <td>15年以内</td> <td>年2.5%以内</td> </tr> <tr> <td>生活環境施設</td> <td>25年以内</td> <td>年1.55%以内</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期 間	利子補給率	加工流通施設	15年以内	年2.25%以内	保健機能増進施設	15年以内	年2.5%以内	生活環境施設	25年以内	年1.55%以内		
区 分	期 間	利子補給率												
加工流通施設	15年以内	年2.25%以内												
保健機能増進施設	15年以内	年2.5%以内												
生活環境施設	25年以内	年1.55%以内												
9 農業経営負担軽減支援資金利子補給 農業協同組合等が、既往債務の負担軽減を図るために必要な資金を、地域農業の担い手となる意欲ある農業者等に対し、平成20年度において総額6億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	平成21年度 ～平成36年度	56,953												
	年次別内訳 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度 平成32年度 平成33年度 平成34年度 平成35年度 平成36年度	7,158 7,500 7,500 6,966 6,134 5,285 4,438 3,589 2,741 1,892 1,382 1,059 747 434 122 6												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15年以内</td> <td>年1.25%以内</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	利子補給率	15年以内	年1.25%以内										
期 間	利子補給率													
15年以内	年1.25%以内													

事 項	期 間	限 度 額													
10 農林漁業資金損失補償 農林漁業金融公庫が社団法人熊本県林業公社に森林整備資金を融資したことについて損失を受けた場合、県が農林漁業金融公庫に行う損失補償	平成20年度 ～平成64年度	千円 78,525													
	年次別内訳 平成20年度 ～平成39年度 平成40年度 ～平成44年度 平成45年度 ～平成49年度 平成50年度 ～平成59年度 平成60年度 ～平成64年度	19,320 8,730 17,060 26,320 7,095													
11 漁業近代化資金利子補給 漁業協同組合等が、熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱に基づく漁業近代化資金を、漁業者等に対し、平成20年度において総額5億円の範囲内で融資する場合の漁業協同組合等に対する利子補給	平成21年度 ～平成40年度	31,007													
	年次別内訳 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度 平成32年度 平成33年度 平成34年度 平成35年度 平成36年度 平成37年度 平成38年度 平成39年度 平成40年度	5,914 5,537 4,705 3,806 2,882 2,207 1,785 1,423 1,083 748 412 165 79 69 58 48 37 27 16 6													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期 間</th> <th>利 子 補 給 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人施設等資金</td> <td>130トン未満の漁船 その他の施設</td> <td>15年以内</td> <td rowspan="2">年1.25%以内</td> </tr> <tr> <td>育成期間が通常1年以上である水産動植物の種苗の購入又は育成に必要な資金</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td>共同利用施設等資金</td> <td>農林中央金庫が漁業協同組合に貸し付ける資金</td> <td>20年以内</td> <td>年0.45%以内</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期 間	利 子 補 給 率	個人施設等資金	130トン未満の漁船 その他の施設	15年以内	年1.25%以内	育成期間が通常1年以上である水産動植物の種苗の購入又は育成に必要な資金	5年以内	共同利用施設等資金	農林中央金庫が漁業協同組合に貸し付ける資金	20年以内	年0.45%以内		
区 分	期 間	利 子 補 給 率													
個人施設等資金	130トン未満の漁船 その他の施設	15年以内	年1.25%以内												
	育成期間が通常1年以上である水産動植物の種苗の購入又は育成に必要な資金	5年以内													
共同利用施設等資金	農林中央金庫が漁業協同組合に貸し付ける資金	20年以内	年0.45%以内												
12 漁業経営維持安定対策利子補給 漁業協同組合等が、熊本県漁業経営維持安定資金事務取扱要項に基づく漁業経営維持安定資金を、漁業者に対し、平成20年度において総額1億円の範囲内で融資する場合の漁業協同組合等に対する利子補給	平成21年度 ～平成30年度	8,129													
	年次別内訳 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度	1,250 1,250 1,250 1,164 982 803 625 448 268 89													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年以内</td> <td>年1.25%以内</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	利子補給率	10年以内	年1.25%以内											
期 間	利子補給率														
10年以内	年1.25%以内														

事 項	期 間	限 度 額
13 中小企業対策融資損失補償 金融機関が中小企業対策融資として総額353億2,336万円の範囲内で融資した資金について熊本県信用保証協会が保証債務の履行をした場合の損失補償	平成20年度 ～平成31年度	千円 304,202
14 道路改築事業 (国道324号知十橋) 上天草市	平成21年度	210,000
15 道路改築事業 (国道325号台橋) 山鹿市・菊池市	平成21年度	80,000
16 道路改築事業 (国道325号新飛熊橋) 菊池市	平成21年度	60,000
17 道路改築事業 (国道442号黒川2号トンネル) 南小国町	平成21年度	300,000
18 離島振興道路改築事業 (龍ヶ岳御所浦線嵐口橋) 天草市	平成21年度 ～平成22年度	885,000
	年次別内訳 平成21年度 平成22年度	600,000 285,000
19 緊急地方道路整備事業 (熊本菊鹿線田島橋) 菊池市	平成21年度	200,000
20 緊急地方道路整備事業 (中河間多良木線石上野1号橋) 多良木町	平成21年度	80,000
21 緊急地方道路整備事業 (熊本駅帯山線春日橋) 熊本市	平成21年度 ～平成22年度	1,000,000
	年次別内訳 平成21年度 平成22年度	400,000 600,000
22 緊急地方道路整備事業 (熊本駅帯山線立体横断施設) 熊本市	平成21年度 ～平成22年度	950,000
	年次別内訳 平成21年度 平成22年度	450,000 500,000
23 住宅市街地総合整備促進事業 (春日池上線万日山トンネル) 熊本市	平成21年度 ～平成23年度	3,700,000
	年次別内訳 平成21年度 平成22年度 平成23年度	1,000,000 1,900,000 800,000

事 項	期 間	限 度 額
24 熊本県警察職員住宅借上 民間との長期賃貸借契約による熊本県警察職員住宅（御船警察署及び宇城警察署管内勤務者用）の借上料	平成21年度 ～平成40年度	千円 350,784
	年次別内訳	
	平成21年度	18,144
	平成22年度	18,144
	平成23年度	18,144
	平成24年度	18,144
	平成25年度	18,144
	平成26年度	18,144
	平成27年度	18,144
	平成28年度	18,144
	平成29年度	18,144
	平成30年度	18,144
	平成31年度	18,144
	平成32年度	18,144
	平成33年度	18,144
	平成34年度	18,144
	平成35年度	18,144
	平成36年度	18,144
	平成37年度	18,144
	平成38年度	18,144
平成39年度	18,144	
平成40年度	6,048	
25 熊本県教職員住宅借上 公立学校共済組合が福利厚生施設として平成8年度から平成13年度に建設した熊本県教職員住宅の借上料	平成21年度 ～平成39年度	1,872,602
	年次別内訳	
	平成21年度	125,127
	平成22年度	120,306
	平成23年度	120,412
	平成24年度	120,522
	平成25年度	120,634
	平成26年度	120,751
	平成27年度	120,870
	平成28年度	120,994
	平成29年度	121,121
	平成30年度	121,252
	平成31年度	121,387
	平成32年度	121,526
	平成33年度	121,670
	平成34年度	115,048
	平成35年度	89,334
	平成36年度	52,771
	平成37年度	24,722
	平成38年度	13,232
平成39年度	923	
26 熊本商業高校校舎改築工事 熊 本 市	平成21年度	1,329,000

事 項	期 間	限 度 額
27 地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務 他の地方公共団体と共同して発行する地方債証券について、連帯して償還及び利息の支払をなす債務	平成20年度 ～平成30年度	千円 元金1,200,000,000 千円及びその利息 に相当する金額
28 情報処理関連業務	平成21年度 ～平成25年度	383,762
	年次別内訳 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度	277,256 28,428 28,437 28,437 21,204
29 事務機器等賃借	平成21年度 ～平成27年度	927,409
	年次別内訳 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度	222,239 196,701 196,456 196,407 113,240 1,670 696

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
土地改良 国庫補助事業費	1,249,000	(借入先) 財務省、公営企		据置期間を含め 30年以内
農地海岸保全 国庫補助事業費	599,000	業金融公庫、会社、 その他		半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
農地防災 国庫補助事業費	38,000	(借入方法) 証書借入又は証		
湛水防除 国庫補助事業費	20,000	券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)		但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをするこ とができる。
林道 国庫補助事業費	595,000	(その他) 工事その他の都	年10%	
治山 国庫補助事業費	989,000	合により、一部も しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。	以 内	
保安林整備 国庫補助事業費	118,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
沿岸漁場整備 国庫補助事業費	32,000			
漁港 国庫補助事業費	288,000			
道路橋りょう 国庫補助事業費	1,994,000			
道路維持 国庫補助事業費	1,426,000			
河川 国庫補助事業費	557,000			
海岸保全 国庫補助事業費	153,000			
砂防 国庫補助事業費	909,000			
港湾建設 国庫補助事業費	228,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
街路 国庫補助事業費	千円 145,000	(借入先) 財務省、公営企 業金融公庫、会社、 その他	年10% 以 内	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをすること ができる。
公営住宅 建設事業費	34,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)		
治山災害現年 発生国庫補助事業費	10,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部も しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。		
治山災害過 年発生国庫補助事業費	14,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
漁港災害現年 発生国庫補助事業費	6,000			
公共土木現年 発生国庫補助事業費	343,000			
公共土木過 年発生国庫補助事業費	324,000			
防災情報 ネットワーク 整備事業費	225,000			
地方公営企業等 金融機構出資金	84,000			
石綿健康被害 救済基金拠出金	14,000			
緑資源機構管 特定中山間保全 整備事業費	338,000			
単県治山事業費	8,000			
産業技術センター 整備事業費	38,000			
県有施設耐震整備 事業費	6,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
単 県 道 路 整 備 費 事 業 費	千円 4,093,000	(借入先) 財務省、公営企 業金融公庫、会社、 その他	年10% 以 内	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをすること ができる。
単 県 河 川 整 備 費 事 業 費	254,000	(借入方法) 証券借入又は証 券発行 (他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)		
単 県 砂 防 整 備 費 事 業 費	179,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部も しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。		
単 県 海 岸 整 備 費 事 業 費	122,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
単 県 街 路 整 備 費 事 業 費	1,082,000			
警 察 施 設 整 備 費 事 業 費	457,000			
交 通 安 全 施 設 整 備 費 事 業 費	276,000			
県立高等学校整備費 事 業 費	878,000			
社会教育施設整備費 事 業 費	6,000			
臨時財政対策債	24,041,000			
退 職 手 当 債	7,400,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p style="text-align: center;">公 有 林 整 備 費 事 業 費</p>	<p style="text-align: right;">千円</p> <p style="text-align: center;">32,000</p>	<p>(借入先)</p> <p style="padding-left: 2em;">財務省、公営企業金融公庫、会社、その他</p> <p>(借入方法)</p> <p style="padding-left: 2em;">証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）</p> <p>(その他)</p> <p style="padding-left: 2em;">工事その他の都合により、一部もしくは全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れすることができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p style="text-align: center;">年10% 以 内</p>	<p style="padding-left: 2em;">据置期間を含め50年以内</p> <p style="padding-left: 2em;">年賦元利均等償還又は元金均等償還等</p> <p style="padding-left: 2em;">但し、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借り換えをすることができる。</p>
<p style="text-align: center;">計</p>	<p style="text-align: center;">49,604,000</p>			

平成20年度熊本県農業改良資金特別会計予算

平成20年度熊本県の農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ643,247千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		103,299
	1 一般会計繰入金	103,299
2 繰 越 金		100,259
	1 繰 越 金	100,259
3 諸 収 入		260,015
	1 貸付金元利収入	260,015
4 県 債		179,674
	1 県 債	179,674
歳 入 合 計		643,247

歳 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		千円 633,719
	1 農 業 改 良 資 金	633,719
2 公 債 費		6,352
	1 公 債 費	6,352
3 諸 支 出 金		3,176
	1 繰 出 金	3,176
歳 出 合 計		643,247

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
農業改良資金 貸付	千円 17,188	政府貸付金の 借 入 れ	無 利 子	据置期間を含め 13年以内 半年賦元金均等 償還
就農支援資金 貸付	162,486	政府貸付金の 借 入 れ	無 利 子	据置期間を含め 21年以内 半年賦元金均等 償還
計	179,674			

平成20年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算

平成20年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,873,793千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 4,142
	1 一般会計繰入金	4,142
2 繰 越 金		442,252
	1 繰 越 金	442,252
3 諸 収 入		2,675,580
	1 貸付金元利収入	2,675,580
4 県 債		751,819
	1 県 債	751,819
歳 入 合 計		3,873,793

歳 出		
款	項	金 額
1 商 工 費		千円 1,288,138
	1 中小企業振興資金	1,288,138
2 公 債 費		1,704,540
	1 公 債 費	1,704,540
3 諸 支 出 金		881,115
	1 繰 出 金	881,115
歳 出 合 計		3,873,793

第 2 表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
財団法人くまもとテクノ産業財団の未収債権 損失補償（設備貸与事業（国制度分）） 財団法人くまもとテクノ産業財団が平成20年 度に行う設備貸与事業 4 億円の未収債権に対す る損失補償	平成20年度 ～平成33年度	千円 180,000

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
中小企業振興資金 貸付事業費	千円 751,819	独立行政法人 中小企業基盤 整備機構貸付金 の借入れ	年4.1% 以 内	据置期間を含め 20年以内 年賦元金均等償 還

平成20年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成20年度熊本県の母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101,546千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		5,000
	1 般会計繰入金	5,000
2 繰 越 金		20,274
	1 繰 越 金	20,274
3 諸 収 入		66,272
	1 貸付金元利収入	66,272
4 県 債		10,000
	1 県 債	10,000
歳 入 合 計		101,546

歳 出		
款	項	金 額
1 民 生 費		千円
		101,546
	1 母子寡婦福祉資金	101,546
歳 出 合 計		101,546

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
母子寡婦福祉資金貸付 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号） に基づき実施する母子及び寡婦に対する技能習 得資金、生活資金、修学資金、修業資金及び特 例児童扶養資金の貸付け	平成21年度 ～平成24年度	千円 54,641
	年次別内訳 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度	34,488 14,687 4,613 853

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
母子寡婦福祉 資金貸付金	千円 10,000	政府貸付金の 借 り 入 れ	無 利 子	母子及び寡婦福 祉法第37条の定め るところによる。

平成20年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計予算

平成20年度熊本県の用品調達基金管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,051千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 20,871
	1 基 金 繰 入 金	20,871
2 繰 越 金		6,180
	1 繰 越 金	6,180
歳 入 合 計		27,051

歳 出		
款	項	金 額
1 総 務 費		千円
		27,051
	1 用 度 費	27,051
歳 出 合 計		27,051

平成20年度熊本県収入証紙特別会計予算

平成20年度熊本県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,000,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		千円 2,800,000
	1 証 紙 収 入	2,800,000
2 繰 越 金		200,000
	1 繰 越 金	200,000
歳 入 合 計		3,000,000

歳 出		
款	項	金 額
1 諸 支 出 金		千円
		3,000,000
	1 繰 出 金	3,000,000
歳 出 合 計		3,000,000

平成20年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算

平成20年度熊本県の県立高等学校実習資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ260,093千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		164,618
	1 財 産 売 払 収 入	164,618
2 繰 入 金		69,652
	1 一 般 会 計 繰 入 金	69,652
3 繰 越 金		25,823
	1 繰 越 金	25,823
歳 入 合 計		260,093

歳 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		千円 260,093
	1 高 等 学 校 費	260,093
歳 出 合 計		260,093

平成 2 0 年度熊本県港湾整備事業特別会計予算

平成 2 0 年度熊本県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,657,187 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 628,908
	1 使 用 料	628,908
2 繰 入 金		1,374,279
	1 般会計繰入金	1,374,279
3 繰 越 金		130,000
	1 繰 越 金	130,000
4 諸 収 入		13,000
	1 雑 入	13,000
5 県 債		1,511,000
	1 県 債	1,511,000
歳 入 合 計		3,657,187

歳 出		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円 554,608
	1 港 湾 費	554,608
2 公 債 費		3,102,579
	1 公 債 費	3,102,579
歳 出 合 計		3,657,187

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
港湾整備事業費	1,511,000	<p>(借入先) 財務省、公営企業金融公庫、会社、その他</p> <p>(借入方法) 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）</p> <p>(その他) 工事その他の都合により、一部もしくは全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れすることができる。</p> <p>発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	年10%以内	<p>据置期間を含め30年以内</p> <p>半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等</p> <p>但し、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借り換えをすることができる。</p>

平成20年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算

平成20年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ389,237千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		10
	1 財 産 運 用 収 入	10
2 繰 入 金		46,500
	1 基 金 繰 入 金	46,500
3 繰 越 金		164,151
	1 繰 越 金	164,151
4 諸 収 入		178,576
	1 雑 入	178,576
歳 入 合 計		389,237

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 土 木 費		190,661
	1 港 湾 費	190,661
2 公 債 費		198,576
	1 公 債 費	198,576
歳 出 合 計		389,237

平成20年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算

平成20年度熊本県の用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,433,704千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 1,375,371
	1 財 産 売 払 収 入	1,375,371
2 繰 越 金		58,333
	1 繰 越 金	58,333
歳 入 合 計		1,433,704

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 公 債 費		1,096,106
	1 公 債 費	1,096,106
2 諸 支 出 金		337,598
	1 繰 出 金	337,598
歳 出 合 計		1,433,704

平成 2 0 年度熊本県育英資金貸与基金特別会計予算

平成 2 0 年度熊本県の育英資金貸与基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,279,405 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 国庫支出金		528,391
	1 国庫補助金	528,391
2 財産収入		1,900
	1 財産運用収入	1,900
3 繰入金		218,610
	1 一般会計繰入金	103,702
	2 基金繰入金	114,908
4 繰越金		372,634
	1 繰越金	372,634
5 諸収入		157,870
	1 貸付金元利収入	157,870
歳 入 合 計		1,279,405

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 教 育 費		1,279,405
	1 育 英 資 金	1,279,405
歳 出 合 計		1,279,405

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
事務機器等賃借	平成21年度	千円 87

平成20年度熊本県林業改善資金特別会計予算

平成20年度熊本県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ318,738千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		103
	1 一般会計繰入金	103
2 繰 越 金		134,829
	1 繰 越 金	134,829
3 諸 収 入		183,806
	1 貸付金元利収入	183,806
歳 入 合 計		318,738

歳 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		千円 314,724
	1 林 業 改 善 資 金	314,724
2 公 債 費		2,007
	1 公 債 費	2,007
3 諸 支 出 金		2,007
	1 繰 出 金	2,007
歳 出 合 計		318,738

平成20年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成20年度熊本県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156,916千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		2,696
	1. 一般会計繰入金	2,696
2 繰 越 金		16,598
	1 繰 越 金	16,598
3 諸 収 入		137,622
	1 貸付金元利収入	137,622
歳 入 合 計		156,916

歳 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		千円 156,916
	1 沿岸漁業改善資金	156,916
歳 出 合 計		156,916

平成20年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算

平成20年度熊本県の市町村振興資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,893,388千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 繰 越 金		1,243,000
	1 繰 越 金	1,243,000
2 諸 収 入		650,388
	1 貸付金元利収入	650,388
歳 入 合 計		1,893,388

歳 出		
款	項	金 額
1 総 務 費		千円 650,388
	1 市町村振興資金	650,388
2 諸 支 出 金		1,243,000
	1 繰 出 金	1,243,000
歳 出 合 計		1,893,388

平成20年度熊本県流域下水道事業特別会計予算

平成20年度熊本県の流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,504,328千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 分担金及び負担金		1,625,248
	1 負 担 金	1,625,248
2 国庫支出金		903,500
	1 国庫補助金	903,500
3 繰入金		399,191
	1 一般会計繰入金	399,191
4 繰越金		101,445
	1 繰越金	101,445
5 諸収入		31,944
	1 雑 入	31,944
6 県 債		443,000
	1 県 債	443,000
歳 入 合 計		3,504,328

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 土 木 費		2,818,601
	1 流域下水道費	2,818,601
2 公 債 費		685,727
	1 公 債 費	685,727
歳 出 合 計		3,504,328

第 2 表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
1 熊本北部流域下水道建設事業 (汚泥処理施設等) 熊 本 市	平成21年度	千円 1,506,000
2 球磨川上流流域下水道建設事業 (ポンプ施設) 多 良 木 町	平成21年度	140,000
3 八代北部流域下水道建設事業 (ポンプ施設) 八 代 市	平成21年度	69,200

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
熊本北部流域 下水道事業費	214,000	(借入先) 財務省、公営企 業金融公庫、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	年10% 以 内	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをするこ とができる。
球磨川上流流域 下水道事業費	101,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部も しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。	年10% 以 内	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをするこ とができる。
八代北部流域 下水道事業費	128,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	年10% 以 内	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをするこ とができる。
計	443,000			

平成 20 年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算

平成 20 年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 323,104 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		17,096
	1 財 産 運 用 収 入	12,021
	2 財 産 売 払 収 入	5,075
2 繰 越 金		42,008
	1 繰 越 金	42,008
3 県 債		264,000
	1 県 債	264,000
歳 入 合 計		323,104

歳 出		
款	項	金 額
1 商 工 費		千円 313,368
	1 工 鉱 業 費	313,368
2 公 債 費		217
	1 公 債 費	217
3 諸 支 出 金		9,519
	1 繰 出 金	9,519
歳 出 合 計		323,104

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
用地造成事業費	264,000	<p>(借入先) 財務省、公営企業金融公庫、会社、その他</p> <p>(借入方法) 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）</p> <p>(その他) 工事その他の都合により、一部もしくは全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れすることができる。</p> <p>発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	年10%以内	<p>据置期間を含め30年以内</p> <p>半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等</p> <p>但し、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借り換えをすることができる。</p>

平成20年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算
平成20年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の予算
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,098,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 水俣湾堆積汚泥 処 理 事 業 費		950,923
	1 分担金及び負担金	950,923
2 チ ッ ソ 貸 付 費		2,167,590
	1 諸 収 入	2,167,590
3 水俣・芦北地域振興 基 金 貸 付 費		808
	1 諸 収 入	808
4 水俣病問題解決支援 財 団 出 資 費		276,267
	1 繰 入 金	276,267
5 支 援 措 置 費		6,702,512
	1 国 庫 支 出 金	4,811,288
	2 繰 入 金	690,224
	3 県 債	1,201,000
歳 入 合 計		10,098,100

歳 出		
款	項	金 額
1 水俣湾堆積汚泥 処 理 事 業 費		千円 2,160,477
	1 公 債 費	2,160,477
2 チ ッ ソ 貸 付 費		5,645,022
	1 公 債 費	5,645,022
3 水俣・芦北地域振興 基 金 貸 付 費		125,110
	1 公 債 費	125,110
4 水俣病問題解決支援 財 団 出 資 費		276,267
	1 公 債 費	276,267
5 支 援 措 置 費		1,891,224
	1 環 境 費	1,201,000
	2 公 債 費	690,224
歳 出 合 計		10,098,100

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
チ ッ ソ 特 別 貸 付 資 金	千円 1,201,000	(借入先) 財務省、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行	年10% 以 内	据置期間を含め 20年以内 半年賦元利均等 償還等 但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをするこ とができる。

平成 2 0 年度熊本県公債管理特別会計予算

平成 2 0 年度熊本県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 63,658,349 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 24,376
	1 財 産 運 用 収 入	24,376
2 繰 入 金		16,642,309
	1 一 般 会 計 繰 入 金	16,282,309
	2 基 金 繰 入 金	360,000
3 県 債		46,991,664
	1 県 債	46,991,664
歳 入 合 計		63,658,349

歳 出		
款	項	金 額
1 公 債 費		千円
		63,658,349
	1 公 債 費	63,658,349
歳 出 合 計		63,658,349

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
借 換 債	46,991,664	(借入先) 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	年10% 以 内	借入れの年から 据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをするこ とができる。

平成 20 年度熊本県病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 20 年度熊本県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	150床
(2) 年間患者数	
入 院	48,545人
外 来	32,230人
(3) 一日平均患者数	
入 院	133人
外 来	110人

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 病院事業収益			1,558,199千円
第 1 項 医業収益			842,860千円
第 2 項 医業外収益			715,339千円
	支	出	
第 1 款 病院事業費用			1,557,733千円
第 1 項 医業費用			1,440,451千円
第 2 項 医業外費用			117,232千円
第 3 項 予備費			50千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額110,485千円は過年度分損益勘定留保資金110,485千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第 1 款 資本的収入			165,042千円
第 1 項 一般会計負担金			165,042千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出			275,527千円
第 1 項 建設改良費			111,863千円
第 2 項 企業債償還金			163,664千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 5 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	826,063千円
(2) 交際費	110千円

(たな卸資産の購入限度額)

第 6 条 たな卸資産の購入限度額は、61,546千円と定める。

平成20年度熊本県電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成20年度熊本県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量 229,963,700 kWh

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益	2,175,024千円
第1項 営業収益	2,114,852千円
第2項 営業外収益	21,155千円
第3項 特別利益	39,017千円

支 出

第1款 事業費	2,152,094千円
第1項 営業費用	1,974,471千円
第2項 営業外費用	124,972千円
第3項 特別損失	42,651千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額98,468千円は、当年度及び過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額26,586千円、減債積立金12,351千円及び過年度分損益勘定留保資金59,531千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	595,549千円
第1項 固定資産売却代金	2,982千円
第2項 他会計からの返還金	592,567千円

支 出

第1款 資本的支出	694,017千円
第1項 建設改良費	241,065千円
第2項 企業債償還金	177,398千円
第3項 他会計への繰出金	265,554千円
第4項 予備費	10,000千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
電 気 事 業 関 係 業 務	平成 2 1 年度 ～平成 2 4 年度	千円 18,448

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第 3 条 支 出

第 1 款 事 業 費

第 1 項 営 業 費 用

第 2 項 営 業 外 費 用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 594,387千円

(利益剰余金の処分)

第 9 条 繰越利益剰余金のうち 2,331千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金

(たな卸資産の購入限度額)

第 10 条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

平成20年度熊本県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成20年度熊本県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水箇所数	32箇所
(2) 年間総給水量	9,048,715 ^m ₃
(3) 一日平均給水量	24,791 ^m ₃

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益	860,536千円
第1項 営業収益	709,476千円
第2項 営業外収益	151,060千円

支 出

第1款 事業費	1,102,687千円
第1項 営業費用	904,711千円
第2項 営業外費用	190,976千円
第3項 予備費	7,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額82,319千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額220千円及び過年度分損益勘定留保資金82,099千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,082,320千円
第1項 長期借入金	753,598千円
第2項 補助金	100,320千円
第3項 雑収入	202,474千円
第4項 工事負担金	4,942千円
第5項 受託工事金	20,986千円

支 出

第1款 資本的支出	1,164,639千円
第1項 建設改良費	37,742千円
第2項 企業債償還金	547,819千円
第3項 長期借入金償還金	579,078千円

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は、500,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第 3 条 支 出

第 1 款 事業費

第 1 項 営業費用

第 2 項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 84,836 千円

(他会計からの補助金)

第 8 条 工業用水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、206,549 千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第 9 条 たな卸資産の購入限度額は、3,000 千円と定める。

平成20年度熊本県有料駐車場事業会計予算

(総 則)

第1条 平成20年度熊本県有料駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|----------|
| (1) 年間普通駐車台数 | 116,292台 |
| (2) 年間定期駐車台数 | 3,660台 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事業収益		133,775千円
第1項 営業収益		132,525千円
第2項 営業外収益		1,250千円
支 出		
第1款 事業費		72,186千円
第1項 営業費用		61,160千円
第2項 営業外費用		9,026千円
第3項 予備費		2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額47,519千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,310千円、減債準備積立金20,000千円及び建設改良積立金26,209千円で補てんするものとする。）。)

収 入		
第1款 資本的収入		0千円
支 出		
第1款 資本的支出		47,519千円
第1項 建設改良費		27,519千円
第2項 長期借入金償還金		20,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 第3条 支 出 | |
| 第1款 事業費 | |
| 第1項 営業費用 | |
| 第2項 営業外費用 | |

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 8,056 千円

(利益剰余金の処分)

第 8 条 繰越利益剰余金のうち 20,000 千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債準備積立金

(たな卸資産の購入限度額)

第 9 条 たな卸資産の購入限度額は、1,000 千円と定める。

公 告

熊本県公告第187号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成20年3月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 調達物品の名称及び予定数量
熊本県庁舎で使用する電気 12,041,000 キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部管財課
熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2089
- 3 落札者を決定した日
平成20年2月28日
- 4 落札者の相手方の氏名及び住所
イーレックス株式会社 代表取締役 渡邊 博
東京都中央区日本橋本石町三丁目3番14号
- 5 落札金額
147,210,945 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成20年1月9日

登 載 依 頼

熊本県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月17日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀 美 子

熊本県教育委員会規則第8号

熊本県立学校管理規則の一部を改正する規則

熊本県立学校管理規則(昭和32年熊本県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第7条の3を次のように改める。

(学校の自己評価等)

- 第7条の3 校長は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について自ら評価を行い、その結果を公表するとともに、その結果に基づき必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。
- 2 校長は、前項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の児童生徒の保護者その他の当該学校の関係者(当該学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。
- 3 校長は、第1項の規定による評価の結果及び前項の規定により評価を行った場合はその結果を、委員会に報告するものとする。
- 4 校長は、当該学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県公安委員会規則第1号

熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月17日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

熊本県警察の組織に関する規則(平成6年熊本県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条中「8課」を「8課1室」に、「広報県民課」を「広報県民課
留置管理室」に改める。

第4条中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号を第13号とする。

第9条の2の次に次の1条を加える。

(留置管理室)

第9条の3 留置管理室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 留置施設の管理運営に関すること。
- (2) 被留置者の処遇に関すること。
- (3) 留置業務の企画、調整及び指導に関すること。
- (4) 護送に関すること。
- (5) 熊本県留置施設視察委員会に関すること。

第10条中「4課」を「4課1室」に、
 「地域課
 少年課
 生活環境課」を
 「少年課
 生活環境課
 地域課
 通信指令室」に改める。

第11条第8号を次のように改める。

- (8) 銃砲及び刀剣類の許可その他の行政処分及び取締りに関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。

第11条中第13号を第18号とし、第9号から第12号までを5号ずつ繰り下げ、第8号次に次の5号を加える。

- (9) 火薬類の許可その他の行政処分及び取締りに関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。
- (10) 高圧ガスその他の危険物の取締りに関すること。
- (11) 放射性物質等に係る運搬届出の受理及び取締りに関すること（核燃料物質の防護に関するものを除く。）。
- (12) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）に定める特定物質に係る運搬届出の受理、行政処分及び取締りに関すること。
- (13) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定める特定病原体等に係る運搬届出の受理、行政処分及び取締りに関すること。

第12条を削り、第13条を第12条とする。

第14条中第4号から第9号までを削り、同条第13号中「前号」を「前各号」に改め、同条第9号とし、同条第12号中「及び古物営業の許可」を「古物営業等の申請、届出」に改め、同条第6号とし、同条の次に次の2号を加える。

- (7) サイバー犯罪（インターネット等の高度情報通信ネットワークを利用した犯罪、コンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪その他の情報技術を利用した犯罪をいう。）対策及びサイバー犯罪の取締りに関すること。
- (8) 情報技術を利用した犯罪の取締りのための技術的支援に関すること。

第14条中第11号を第5号とし、第10号を第4号とする。

第14条を第13条とし、同条の次に次の2条を加える。
 （地域課）

第14条 地域課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 地域警察に関すること。
- (2) 水上警察に関すること。
- (3) 鉄道警察に関すること。
- (4) 警ら用無線自動車及び警察用船舶の運用に関すること。
- (5) 列車その他の交通機関への警乗に関すること。
- (6) 雑踏警備に関すること。
- (7) 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関すること。

（通信指令室）

第14条の2 通信指令室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警察通信指令に関すること。
- (2) 警察用航空機の運用に関すること。

第30条中「2課1隊」を「2課1室1隊」に、「警備第二課」を「警備第二課
 国際テロ・外事対策室」に改める。

第31条第2号及び第3号中「関すること」の次に「（国際テロ・外事対策室の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第32条の次に次の1条を加える。
 （国際テロ・外事対策室）

第32条の2 国際テロ・外事対策室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 国際テロリズムその他外国人に係る警備情報に関すること。
- (2) 国際テロリズムその他外国人に係る警備犯罪の取締りに関すること。

第37条第1項中「所長を」の次に「、留置管理室、通信指令室及び国際テロ・外事対策室に室長を」を加え、同条第2項中「所長」の次に「、室長」を、「所」の次に「、室」を加える。

第38条第1項中「、留置管理官」を削り、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第40条第1項中「生活安全企画課」を「生活環境課」に改める。

第41条第1項中「科学捜査研究所」の次に「、留置管理室、通信指令室、国際テロ・外事対策室」を、「広報官を」の次に「、生活安全企画課に地域連携推進官を」を、「組織犯罪捜査指導官」の次に「及び情報分析官」を加え、同条中第8項を第10項とし、第7項を

- 第9項とし、第6項を第7項とし、同項の次に次の1項を加える。
- 8 情報分析官は、上司の命を受け、組織犯罪に関する情報の集約及び分析に関する事務を処理する。
- 第41条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。
- 5 地域連携推進官は、上司の命を受け、地域社会と警察との連携の推進に関する事務を処理する。
- 附 則
(施行期日)
- 1 この規則は、平成20年3月31日から施行する。
(熊本県公安委員会公印規則の一部改正)
- 2 熊本県公安委員会公印規則(平成13年熊本県公安委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。
第3条第3項中「次席」の次に「、副室長」を加える。
(熊本県留置施設視察委員会に関する規則の一部改正)
- 3 熊本県留置施設視察委員会に関する規則(平成19年熊本県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。
第3条第2項中「熊本県警察本部警務課長」を「熊本県警察本部留置管理室長」に改める。
第4条第2項中「熊本県警察本部警務課」を「熊本県警察本部留置管理室」に改める。
(熊本県警察国有物品管理規則の一部改正)
- 4 熊本県警察国有物品管理規則(昭和39年熊本県公安委員会規則第32号)の一部を次のように改正する。
第4条第1項中「科学捜査研究所」の次に「、留置管理室、通信指令室、国際テロ・外事対策室」を加え、同条第2項中「所長」の次に「、留置管理室、通信指令室、国際テロ・外事対策室においては室長」を加える。
(銃砲刀剣類所持等取締法等法令事務取扱規則の一部改正)
- 5 銃砲刀剣類所持等取締法等法令事務取扱規則(平成13年熊本県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。
第3条第1号中「警察本部生活環境課長」を「警察本部生活安全企画室長」に、「生活環境課長」を「生活安全企画課長」に改め、同条第2号及び第3号中「生活環境課長」を「生活安全企画課長」に改める。
第11条第1項中「生活環境課長」を「生活安全企画課長」に改める。
別記様式第9号及び別記様式第12号中「熊本県警察本部生活環境課」を「熊本県警察本部生活安全企画課」に改める。
(火薬類取締法令施行規程の一部改正)
- 6 火薬類取締法令施行規程(昭和41年熊本県公安委員会規程第6号)の一部を次のように改正する。
別記様式第1号及び別記様式第2号中「熊本県警察本部生活環境課」を「熊本県警察本部生活安全企画課」に改める。

熊本県立図書館利用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月17日

熊本県教育委員会委員長 古川 紀美子

熊本県教育委員会規則第7号

- 熊本県立図書館利用規則の一部を改正する規則
- 熊本県立図書館利用規則(昭和60年熊本県教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。
- 第13条第1項中「市町村に、市町村教育委員会の」を「市町村立図書館(図書室を有する公民館を含む。)、県立学校及び県立社会教育施設(以下、「公立図書館等」という。)に、その」に改める。
- 第13条第2項中「市町村教育委員会」を「公立図書館等」に改める。
- 第13条第3項中「5月以内とする。」を「12月以内の範囲で、館長が別に定める。」に改める。
- 第14条第3項中「3月以内とする。」を「12月以内の範囲で、館長が別に定める。」に改める。
- 附 則
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

